

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

江戸川区

2 構造改革特別区域の名称

児童発達支援センター給食搬入特区

3 構造改革特別区域の範囲

江戸川区の全域

4 構造改革特別区域の特性

江戸川区（以下「本区」という。）は江戸川をはじめとした河川と東京湾に面した水辺や、親水公園等の公園の整備により、23区にありながら水と緑豊かな環境がある。また、区内に5路線の鉄道が走り、都心から15分程度の立地の良さから、現在は700,000人近い人口を抱える全国でも有数の大都市となっている。

本区においても少子・高齢化が進んでいるものの、年少人口は80,000人を超えており、そのうち未就学児は約30,000人、毎年約5,000人の子どもが出生している、子ども、子育て世代が多い区である。子育て世代に支持されているのは、利便性と環境の良さだけでなく、乳児養育手当の支給や保育ママ制度といった本区の独自施策や保育園整備の推進等、子育て支援が充実していることが理由として挙げられる。

障害児への支援については、従来の知的・身体障害児への支援に加え、平成26年度に公設の発達障害相談センターを開設し、早期発見・早期療育を掲げて発達障害についての普及啓発や相談・支援を行う等、新たな取り組みを行ってきた。

これにより、発達障害に対する認知が進んだことや、療育を受けることに対する抵抗感を下げることもつながったと推測され、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用ニーズが年々高まっている。

ニーズの高まりを受け、公設の児童発達支援事業所である育成室4室に加え、民間の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が急激に増加している。児童発達支援センターについては、令和元年12月に発達相談・支援センターを開設し、令和4年4月には篠崎育成室の児童発達支援事業を拡充し2か所目となる江戸川区篠崎児童発達支援センターを開設した。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、給食の外部搬入を可能とするものである。

児童発達支援センターは、その設置に際して食事提供業務の効率化が課題となっている。児童発達支援センターに求められる給食の施設内調理の負担が大きいこと、小規模な施設での施設内調理は運営経費も割高となること、また、単独では給食を施設内で調理・提供する経験のない小規模な事業者も多いことなどから、給食の施設内調理にかかる負担が参入の障壁となっていることが思慮される。

給食を外部搬入することで、調理室スペースの最小化により、個別訓練の為のスペースを増やす事が可能となり、利用者のための療育の質の向上が図られる。また、運営コストの合理化にもつながり、利用者のために療育の質の向上を図ることができるものと考え、平成30年5月に発達相談・支援センターにおいて児童発達支援センター給食搬入特区の申請を行った。

これまで育成室の児童発達支援センターへの移行については、施設内調理が困難であることが課題であったが、給食の外部搬入が可能になることが、移行の足掛かりとなり、令和4年4月に江戸川区篠崎児童発達支援センターを開設した。更なる障害児の福祉の向上のため、葛西育成室の児童発達支援事業を拡充し、令和6年4月に指定管理者にて運営を行う江戸川区葛西児童発達支援センターを開設する予定である。

指定管理者の選定においては、給食の外部搬入を可能にすることで、より療育業務に秀でた管理業者による指定管理者の参入が見込まれ、これは事業運営や療育の質の向上に繋がり、利用者のメリットになる。

また、既存施設の有効活用として、本区にある児童発達支援事業所を児童発達支援センターに移行させることができるようになり、それが実現すれば、利用者の身近な場所で相談から療育まで一貫した支援を受けることが可能となる。また、中核的な施設として地域の児童発達支援事業所への研修を実施すること等により、児童発達支援事業の拡充につながっていくと予想される。

6 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入による運営コストの合理化により、他の設備や人員の加配に費用をかけることができ、それにより児童発達支援センター全体の経営の安定や療育事業のサービス向上を図る。

給食の外部搬入を可能にすることで、将来的に既設の児童発達支援事業所を児童発達支援センターへ移行させ、地域の中核的な施設とすることを目指す。

また、地域の中核的な施設になることにより、利用者は身近な場所で質の高いサービスを受けられるようになることが期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
給食の外部搬入を実施することにより、小規模な施設や公共施設を児童発達支援センターに転用できるようになり、また、事業運営の合理化や経営の安定が図られる。これにより、身近な地域における療育拠点の拡充が行われ、早期療育・早期支援が推進されると考えられる。これは、地域の障害者福祉行政全体の充実につながる。さらに、外部搬入委託を請け負う業者と運営する法人を別にするこ
とで、雇用の創出が期待できる。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和元年12月1日 江戸川区発達相談・支援センター

令和4年4月1日 江戸川区篠崎児童発達支援センター

令和6年4月1日 江戸川区葛西児童発達支援センター

4 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの管理運営については、給食を含めて区または区が指定した指定管理者が行う。給食については、同センターの運営管理者と調理業務受託者の契約に基づき、調理及び搬送を当該調理業務受託者が行う。

搬送にあたっては、児童発達支援センターと調理業務受託者との位置関係、提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し、搬送する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 環境整備

構造改革特別区域内における児童発達支援センターでは給食の調理、搬送を外部委託するが、提供は運営管理者が責任を持って行うため、保存、配膳、冷蔵・冷凍、アレルギー除去食等利用児童個々の特性に合わせた対応を行うために必要な調理機器は揃えることとしている。

(2) 児童の特性に応じた対応

給食は昼食1回とし、利用児童の発達の段階に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、利用児童の障害の特性に合わせた切碎等の加工を行う。また利用児童の障害の特性によって、例えば麺をおかゆに切替えるなど、可能な範囲で個別の対応を行う。

また、運営管理者は、給食での必要な栄養素量の確保のみならず、保護者や医師から得られた情報に基づき、献立作成時等、必要に応じて調理業務受託者または運営管理者が契約する栄養士による運営管理者への助言を受けながら、アレルギーの状態や体調不良等に十分配慮し、除去食の提供等に適切に応じる。

食物アレルギー児については、年1回以上保護者から提出される医師の診断書の指示内容に基づき、除去食を提供する。

さらに、児童の食事の様子を観察し、その観察場面での気づき等を職員間で共有しながら、必要に応じて保護者と面接を行い適切な食事の提供を行う。

また、検食については毎回利用児童に提供する前に職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか、適切なものとなっているか等を確認し、検食日誌として記録を保管する。

(3) 衛生管理

外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日付社施第38号)において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日指第14号)第4の2の規定を遵守し、指定管理者が運営を行う場合は常に衛生管理を徹底するように区が指導する。

(4) 委託契約等の締結

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの調理業務を委託するにあたっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について(平成18年3月31日障発第0331011号)」の3(2)及び(3)を遵守することとし、運営管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び契約内容を確保する。なお、調理業務受託者については、児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理配送業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。また本区においても児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識するとともに、指定管理者が運営を行う場合であっても、体制及び契約の確保について指定管理者に適切な指示を行う。

(5) 食を通じた子どもの健全育成(食育)

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成(食育)については、国の第4次食育推進基本計画及び同計画に基づき策定された江戸川区食育推進計画(第2次)の内容を基本とし実施する。

食事は大切な生活習慣のひとつであるため、食べる力の基礎をつくり、食べることの楽しさ、大切さを伝えるための支援を行う。また、障害特性により食べ物へのこだわりがある子どもに食べることを通して、人との関係の基礎をつくり、要求行動や意欲を育てる。

通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていく。

【江戸川区発達相談・支援センターの概要】

調理室

面積：10.61 m²

調理器具：流し台、ガスコンロ、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、配膳台、電気炊飯器、ポット、収納棚
(利用定員及び職員)

給食を提供する児童：児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童 6名

職員：児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、機能訓練担当職員等 35名

【江戸川区篠崎児童発達支援センターの概要】

調理室（給湯室）

面積：16.84 m²

調理器具：流し台、ガスコンロ、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、配膳台、電気炊飯器、ポット、食器棚、
収納棚兼配膳台、配膳ワゴン

（利用定員及び職員）

給食を提供する児童：児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童 14名

職員：児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、機能訓練担当職員等 48名

【江戸川区葛西児童発達支援センターの概要（予定）】

調理室

面積：11.69m²

調理器具：流し台、IHコンロ、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、電気炊飯器、配膳台、ポット、食器棚、
配膳ワゴン

（利用定員及び職員）

給食を提供する児童：児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童 24名

職員：児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、機能訓練担当職員等 33名

配送計画（案）

時間	委託事業者	江戸川区発達相談・支援センター 江戸川区篠崎児童発達支援センター 江戸川区葛西児童発達支援センター
午前7時50分	調理開始	
午前9時50分	調理完了・配送開始	
午前10時30分		受取・保管
午前11時00分		配膳・喫食
午後0時00分		給食終了
午後2時00分	容器回収	